

平成30年第2回浅川町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年6月7日（木曜日）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提案理由の説明

（報告第1号～第2号、承認第1号～第6号、議案第26号～第31号）

日程第 4 議員提案理由の説明

（発議第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（12名）

1番	渡	辺	幸	雄	君	2番	金	成	英	起	君
3番	須	藤	浩	二	君	4番	緑	川	富	士	男
5番	江	田	文	男	君	6番	笹	島	亮	二	君
7番	水	野	秀	一	君	8番	田	中	重	忠	君
9番	上	野	信	直	君	10番	角	田		勝	君
11番	久	保	木	芳	夫	君	12番	円	谷	忠	吉

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	須	藤	一	夫	君	副	町	長	大	谷	修	治	君							
教	育	長	内	田	賢	寿	君	総	務	課	長	小	針	紀	喜	君					
会	計	管	理	者	須	藤	寿	行	君	建	設	水	道	課	長	八	代	敏	彦	君	
税	務	課	長	菊	池	三	重	子	君	住	民	課	長	江	田	豊	寿	君			
保	健	福	祉	課	長	坂	本	高	志	君	農	政	商	工	課	長	岡	部		真	君
学	校	教	育	課	長	生	田	目	源	寿	君	兼	社	会	教	育	課	長			

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 岡 部 栄 也

主任主査 佐 川 建 治

開会 午前 9時00分

◎議長開会挨拶

○議長（円谷忠吉君） 改めまして、おはようございます。

平成30年第2回浅川町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともに何かとご多忙の折、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に町長から提出された議案については、専決処分の報告及びその承認についてが6件、条例の制定、一部改正が3件、平成30年度各会計補正予算が2件、人事が1件、その他が1件、合計13議案のほか、報告事項2件となっており、このほか議員発議等が1件提出されております。また、一般質問は5人で24項目となっており、会期を本日より11日までの5日間とする予定であります。

議員の皆様におかれましては、議案内容をよくご理解なされ、町民の負託に応えられますよう特にお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎町長招集挨拶

〔町長 須藤一夫君登壇〕

○町長（須藤一夫君） おはようございます。

平成30年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には何かとご多用中の中、全員ご出席をいただき、まことにご苦労さまでございます。

議案は、ただいま議長から申されたとおりで、繰越明許費繰り越しの報告、専決処分の報告及びその承認について、条例の制定・改正、補正予算、人事案件等でございます。慎重審議くださいますようお願いを申し上げて、挨拶いたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第2回浅川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議録規則第120条の規定により、

9番 上野信直君

10番 角田勝君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

会期及び日程について事務局に朗読させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

〔議会事務局長（岡部栄也君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） 本定例会のため、去る6月1日に議会運営委員会が開催されております。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、笹島亮二君。

〔議会運営委員長 笹島亮二君登壇〕

○議会運営委員長（笹島亮二君） それでは、ご報告申し上げます。

平成30年第2回浅川町議会定例会に当たり、去る6月1日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案される案件は、専決処分の報告及びその承認についてが6件、条例の制定・一部改正が3件、平成30年度各会計の補正予算が2件、人事が1件、その他が1件、合わせて13議案であります。このほか報告が2件となっており、このほか議員発議等が1件提出されております。これらを審議するため、本日6月7日から6月11日までの5日間の会期とすることになった次第であります。

日程について、本日は提案理由の説明、8日は一般質問、11日に議案の審議を行う予定であります。

次に、一般質問に当たっては、質問者が5人で24項目となっております。今までと同じように、前置き短く、明瞭かつ簡潔に行いながら、建設的立場で議論し、円滑かつ効率的な議会運営に特段のご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 本定例会の会期は、本日から11日までの5日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日までの5日間に決定しました。

なお、審議の状況によっては日程の追加、繰り下げをしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、審議の状況によっては日程の追加、繰り下げをすることに決定しました。

議案については、事前に配付されておりますので、会議規則第38条に基づき朗読を省略いたします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

報告第1号 平成29年度浅川町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 報告第1号 平成29年度浅川町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてをします。

本案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成29年度一般会計歳出予算の中で翌年度に繰り越して使用する歳出予算の経費について、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長より説明をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは、補足の説明をいたしたいと思います。

さきに配付の報告第1号 平成29年度浅川町一般会計繰越明許費繰越し計算書をごらんいただきたいと思っております。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

報告第1号は、報告事項ですので審議は行いません。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 報告第2号 平成29年度浅川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 報告第2号 平成29年度浅川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について。

本案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成29年度公共下水道事業特別会計歳出予算の中で翌年度に繰り越して使用する歳出予算の経費について、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長より説明をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） それでは、説明を申し上げます。

平成29年度浅川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越し計算書をごらんください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

報告第2号は、報告事項ですので審議は行いません。

◎承認第1号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第1号 専決処分報告及びその承認について、浅川町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 承認第1号 専決処分報告及びその承認について、浅川町税条例等の一部を改正する条例。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、原則として平成30年4月1日から施行されることとなったため、浅川町税条例の一部を改正する条例を専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

主な改正点は、個人町民税の非課税措置の所得要件の引き上げ、控除対象配偶者の定義の変更、年金所得者に係る配偶者特別控除の要件の見直し。法人町民税の申告納付に関する規定の整備。町たばこ税の製造たばこの区分の創設、加熱式たばこに関する課税標準、税率及び課税免除に関する法改正。固定資産税のわがまち特例に関する規定の整備及び特例、減額等に関する規定の整備を行うものであります。

なお、補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） それでは、浅川町税条例等の一部改正について、主な改正の説明をいたします。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第2号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第2号 専決処分の報告及びその承認について、平成29年度浅川町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 承認第2号 専決処分の報告及びその承認について、平成29年度浅川町一般会計補正予算（第6号）。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ404万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,148万1,000円とするため、平成30年3月30日付で専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

繰越明許費につきましては、追加項目で道路新設改良事業285万5,000円、町道曲屋・破石線道路改良工事に伴う用地の分筆登記が年度内に完了できないことから繰り越しをするものであります。

廃止項目では、平成29年度3月補正予算に計上した幼保一体化施設整備事業の遊具設置に伴う設計委託料及び工事請負費を全額減額するものでございます。これにつきましては、遊具設置に伴う開発行為の協議が必要なことから、一定程度の期間を要するため繰越明許費を廃止し、平成30年度6月補正予算に改めて遊具設置に伴う設計委託及び開発行為の協議書類作成委託費用を計上し、その後に工事請負費を計上する予定であります。

幼保一体化施設整備事業については、平成30年4月1日開園に向け鋭意努力をまいりましたが、工事期間中においても開発行為の変更を5回にわたり行い、年度内に完成することができました。しかしながら、年度内完成を目指す工程において遊具設置に伴うさらなる変更等の手続をすることは、開発行為の検査がおくれることで建築確認検査に間に合わないおそれがあり、補助事業や起債事業、さらには開園日に支障が生じることから遊具の設置ができなかったものでございます。なお、今後は速やかに事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、歳入の主なものにつきましては、町税で1,073万円の増、地方譲与税で164万2,000円の減、地方消費税交付金で893万8,000円の増、地方交付税で1,602万4,000円の増で、いずれも実績見込み額の確定によるものであります。

国庫支出金で2,735万6,000円の減は、児童手当負担金等及び公共土木施設災害復旧費負担金等の減が主なものであります。

県支出金で627万1,000円の減は、児童手当負担金等及び営農再開支援事業補助金の減が主なものでございます。諸収入で154万9,000円の増は、福島県後期高齢者医療広域連合市町村負担返還金及び宝くじ交付金の増が要因でございます。

町債で650万円の減は、公共土木施設災害復旧事業債の減が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、金額の増減のほとんどが、事務事業の完了により額が確定したための増減でございます。

主なものについて申し上げますと、留保財源が生じたことから、総務費の総務管理費、基金費、積立金で財政調整基金積立金へ5,000万円の増額をするものでございます。

よろしくご審議をお願いをいたしたいと思っております。

なお、補足説明を担当課長より説明させます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは、補足の説明をいたします。

さきに配付の平成29年度浅川町一般会計、特別会計補正予算書並びに予算説明書3月専決をごらんいただきたいと思っております。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第3号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第3号 専決処分の報告及びその承認について、平成29年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 承認第3号 専決処分の報告及びその承認について、平成29年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ4,456万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億697万8,000円とする予算を平成30年3月30日付で専決処分をいたしましたので、報告を申し上げ、その承認をお願いをするものであります。

その主な概要となりますが、歳入においては、国庫支出金が1,084万9,000円の減、県支出金が618万円の減、共同事業交付金が2,090万4,000円の減、繰入金717万2,000円の減、諸収入で53万7,000円の増となっております。

歳出においては、保険給付費が4,456万8,000円の減となっております。

歳入の各予算については、本算定の6月予算において療養給付費の実績見込みを基準として算出しており、年度末において療養給付費が確定したことにより、歳入予算の国庫支出金及び県支出金等が減額になったものであります。

なお、補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） それでは、補足説明をいたします。

補正予算書、予算書説明 3 月専決の23ページをお開きください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第 4 号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第 4 号 専決処分の報告及びその承認について、平成29年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 承認第 4 号 専決処分の報告及びその承認について、平成29年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,235万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,217万7,000円とする予算を平成30年3月30日付で専決処分をいたしましたので、報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

主なもので、歳入では、国庫支出金347万7,000円、支払基金交付金733万1,000円、県支出金154万7,000円をそれぞれ減額するものです。

次に、歳出ですが、保険給付費で1,117万円、地域支援事業費で118万5,000円をそれぞれ減額するもので、介護保険事業の歳出予算保険給付費が確定したことに伴い各歳入項目を減額したものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第 5 号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第 5 号 専決処分の報告及びその承認について、平成29年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 承認第 5 号 専決処分の報告及びその承認について、平成29年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,862万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,910万6,000円とする予算を平成30年3月30日付で専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

歳入歳出それぞれ、実績見込み額により補正減額をするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第6号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第6号 専決処分の報告及びその承認について、平成29年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 承認第6号 専決処分の報告及びその承認について、平成29年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ64万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,621万6,000円とする予算を平成30年3月30日付で専決処分をいたしましたので、報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料で64万6,000円を減額するものであります。

次に、歳出ですが、後期高齢者医療広域連合納付金で64万6,000円を減額したところであります。

いずれも事業費の確定に伴うものとなっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第26号 浅川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議案第26号 浅川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を定めることについて。

本案につきましては、平成26年の介護保険法の改正において、保険者機能の強化という観点から市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町村に移譲されることに伴い、介護保険法第81条第3項に定める、厚生労働省令で定める基準に従い条例を定めるものでございます。

補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 補足説明を申し上げます。

本条例は新設の条例となります。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第27号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議案第27号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について。

本案につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の改正に伴い、関係する条文を改めるものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは、補足の説明をいたしたいと思います。

新旧対照表85ページでございます。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第28号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議案第28号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正について。

本案は、平成30年度の国民健康保険税本算定及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成30年4月1日より施行されたことに伴い、基礎課税額等の改正及び規定の整備を行うものであります。

主な改正点は、基礎課税額の改正、医療分、後期高齢支援金分及び介護納付金分の所得割額の税率の改正、均等割額及び平等割額の改正をするものであります。

なお、補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） それでは、国民健康保険税条例の一部改正について主な改正の説明をいたします。

新旧対照表の87ページをごらんください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第29号 平成30年度浅川町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議案第29号 平成30年度浅川町一般会計補正予算（第1号）。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,317万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,882万9,000円とするものであります。

補正の主なものについて申し上げます、提案理由といたします。

まず、歳入について申し上げます。

国庫支出金で129万7,000円の減、県支出金で1,272万4,000円の減等となっております。

次に、歳出について申し上げます。

民生費、国民健康保険繰出金で保険基盤安定制度分2,409万4,000円の減、商工費、観光費で県の地域創生総合支援事業が採択となったことから、515万円の増、教育費、こども園費で、遊具設置に伴う設計委託料等で166万7,000円を計上するものでございます。

補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは、補足の説明を申し上げます。

さきに配付の平成30年度浅川町一般会計、特別会計補正予算書並びに予算説明書6月補正をごらんいただきたいと思っております。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第30号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題としま

す。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議案第30号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ4,526万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,016万1,000円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税で946万1,000円の減、県支出金で98万円の減、繰入金で2,409万4,000円の減となります。

歳出では、国民健康保険事業費納付金が480万2,000円の減、保険事業費が6万7,000円の増、基金積立金が4,999万9,000円の増となっております。

いずれも国民健康保険税本算定に伴い補正が生じたものであります。

補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 補足説明を申し上げます。

先ほどの議案第28号 浅川町健康保険税改正の一部改正に関連して、内容的に説明を申し上げたいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第31号 浅川町防災行政無線設備屋外拡声子局整備工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議案第31号 浅川町防災行政無線設備屋外拡声子局整備工事請負契約について。

本案につきましては、町防災行政無線デジタル化工事の請負契約を締結するためのものでございます。

本工事につきましては、見積もりの結果、契約金額8,046万円で仙台市の株式会社日立国際電気、東日本支社支社長、加藤正美氏に決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号並びに浅川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いをいたします。

なお、補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは、補足の説明を申し上げたいと思います。

事前に配付してあります総務課資料2のほうをごらんをいただきたいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎発議第3号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議員提案理由の説明を行います。

発議第3号 浅川町介護保険利用者負担軽減対策事業条例を定めることについてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それでは、浅川町介護保険利用者負担軽減対策事業条例を定めることについてご説明を申し上げます。

今、議案の内容、提出の理由ということで記載されてございますが、これを読み上げまして、なお確認をしまして、趣旨説明とさせていただきます。

内容といたしましては、平成30年3月議会に配付された浅川町第7期介護保険事業計画書によると、浅川町の介護保険サービス利用者は316名ですが、居宅介護者と介護予防サービス利用者は、さらに年々増加し続ける見通しであります。介護施設に入所し切れない多数の介護サービス利用者の負担の軽減、また、適切な居宅介護サービス利用促進のためにも、介護保険利用者負担軽減対策の実施は、以前にも増してその必要性が増大しております。

町はこうした状況を再認識し、浅川町の高齢者福祉対策事業として浅川町介護保険利用者負担軽減対策事業条例を早急に制定し、介護サービス利用者の本人負担額10%に対し5%の負担額の軽減を図るため、標記条例の制定を求めるものであります。

平成24年9月議会冒頭、町長は行政報告で、「平成14年度から実施してきた介護保険サービスの利用促進を図る目的で介護保険利用者負担軽減対策事業を実施してきましたが、事業開始から10年以上が経過し、介護保険サービスの利用が一般的になったこと、介護保険サービス利用料1割負担の原則、公平性の観点から平成25年1月分の介護サービス利用分をもって事業を終了したい」との説明で、終了した経緯があります。

しかし、あれから5年以上が経過、浅川町における高齢化は一段と進み、介護サービス利用者は大幅に増え続けております。平成30年3月議会に提出の浅川町第7期介護保険事業計画による平成30年度推計介護者数は、介護支援者70名、要介護者246名の計316名となっております。

同計画書による介護保険サービス利用者は316名ですが、居宅介護者と介護予防サービス利用者は、さらに年々増加し続ける見通しであります。介護施設に入所し切れない多数の介護サービス利用者の負担の軽減、また、適切な居宅介護サービスの利用促進のためにも、介護保険利用者負担軽減対策の実施は以前にも増してその必要性が増大しています。

町はこうした状況を再認識し、浅川町の高齢者福祉対策事業として浅川町介護保険利用者負担軽減対策事業条例を早急に制定し、介護サービス利用者の本人負担額10%に対する5%の負担額の軽減を図るべきだと思う

のであります。

ことしから介護保険料が引き上げられ、また、介護利用者がさらに増加しています。現在、施設利用認定者が大幅に増加し、介護施設への入所がますます困難で、居宅介護と介護サービス利用者の本人負担はますます大きくなっており、この本人負担の軽減を実施するために緊急に必要な条例の制定です。

また、ここ数年もしくは来年あたりから、今、包括支援センターで行っておりますケアサービスのいわゆる計画、これも有料になるという見通しであります。国会のほうでそのような検討をされております。それでありますと、本人負担が1万4,500円、そして保険組合から90%、10%の負担が出てくるわけでありまして。そういう状況でありますので、ぜひ皆様方の賛同をいただきまして、この条例の制定をしていただきたいと思います。

なお、前回これを取り上げた理由であります公平性の観点、そうしたものが現在、全く実情が違ってきており、いかに介護利用者の負担を軽減するか、この点が最も大切なのだと思うのであります。

以上、趣旨説明であります。

よろしくご審議お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時10分